

2005年12月22日

耐震強度偽装に関する当社の見解について

株式会社 大林組

当社が元請となったヴィアイン新大阪ウエストについて、事実関係と当社の見解を下記のとおり掲載いたします。

記

1. 本件工事について

本件工事は、重要得意先である（株）ジェイアール西日本デイリーサービスネットから、新大阪駅近辺でホテルを建設するにあたり、木村建設を下請けとすることを指定のうえ、当社元請で発注されたものであります。当社は施工の元請として、監理技術者を現場に配置しておりました。

一方、本件工事の設計と設計監理については、発注者が平成設計と直接契約しています。従って、当社は同ホテルの設計業務（意匠、構造等）に関しては全く関与しておりません。

2. 構造計算書の確認手続き

本件工事では、建築主の代理人である平成設計が、大阪市に対し建築確認の申請書を提出しました。この申請の確認済証の交付を受ける際、同市において構造計算書についても確認されております。

3. 施工段階で当社が偽装を見抜けなかった理由

(1) わが国では、特定行政庁の建築主事もしくは指定確認検査機関が建築確認を行うシステムですので、建築確認が下りた図面について、施工者側で改めて構造計算書を精査することは通常いたしません。

(2) 当該建物の構造は、3階以上は壁が多くて開口部が小さく、主に壁で耐力を持たせる構造です。1階、2階部分は3階以上に比べて壁が少なく、主に柱で耐力を持たせる構造となっております。

当社で独自に調査したところ、本件の偽装では、耐震基準を満たすために必要とされる鉄筋重量に対して、92%程度の量で設計されていることが判りました。偽装により鉄筋の数量は、少なめではありましたが、壁で耐力を持たせる構造でしたので、当社が施工段階で疑念をいただくものではありませんでした。

4 . 当社の対応について

一般に、必要保有水平耐力に対する割合がおおむね 0.5 以下の場合には、震度 5 強で倒壊のおそれがあるといわれておりますが、本ホテルの耐震強度は大阪市の発表によると、必要保有水平耐力に対する割合が 0.73 であり、耐震補強を実施することにより必要な安全性を確保しうる可能性がある、とされております。

当社といたしましては、今後、発注者や関係各所とよく協議し、本件建物の詳細な調査に基づく耐震補強などの提案を行い、当該建物の耐震性に対する懸念を払拭してまいりたいと考えております。

以 上